

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
中国四国グループ
担当：参事（人事担当） 猪野
人事係長 河本
電話：082-493-6606（代表）

令和7年7月31日
独立行政法人国立病院機構
中国四国グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構浜田医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第18号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	令和7年2月17日午前0時50分頃、島根県浜田市石見海浜公園付近の国道9号線において、身体にアルコール分（0.25 mg/l 以上）を保有した状態で自動車を運転し、道路交通法違反により刑事処分された事案
処分年月日	令和7年7月31日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構浜田医療センター 看護師（男性・20代） 量定：停職10日間